仕　様　書

１．業務の名称

東京における都市再生事業の新たな展開に資する基礎的検討調査業務

２．履行期間

契約締結の翌日から平成 29 年３月 10 日まで

３．業務の目的

都市再生部門においては、次期中期を見据え、新たな切り口による新規事業のシーズの抽出・掘起し・展開が求められているところである。

本業務では、東京と世界主要都市との比較等を行いながら「国際競争力の強化」に向けた東京採るべき方向性や、ＵＲに求められる役割を検討し、併せて東京内の主要エリアの現状分析と将来像の素描を行い、各エリアの性格分け等を明確にすることで、都市再生事業の新規展開に資する基礎的な検討を行うことを目的とする。

４．業務内容

（１）東京の国際競争力強化に向けた採るべき方向性の検討

・既往調査研究の分析等により、東京と世界の主要都市との比較、強み・弱みの抽出や、主要都市内部での主な動きや変化を把握する。

・今後の東京の採るべき方向性を検討する。

（２）ＵＲに求められる役割の検討

・（１）の東京の採るべき方向性を受け、ＵＲに求められる役割について見識者等へのヒアリングや既往調査の整理を行う。

・ヒアリング結果等を基に、ＵＲが今後取組むべきテーマ等を検討する。

（３）東京内の主要エリアの将来像の検討

・東京内主要エリアのストックや居住者等の分析を行い、将来像を素描する。

・各エリアの性格分けや今後の方向性を検討する。

（４）特定エリア・テーマの導出

・東京の国際競争力を強化するために、どのようなエリア・テーマでＵＲが役割を果たしていけるか等のＵＲの関与方策について考察する。

５．業務の対象場所

東京 23 区内を中心とする 1 都 3 県

６．業務量

本業務に必要となる業務量（人・日）については、別紙を参考とする。

７．成果品

報告書（Ａ４版）　製本 10 部　及び　原紙一式、電子データ一式（ＣＤ－Ｒ等）

※グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たしていること

８．提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

事業管理部 事業開発チーム

９．特記事項

（１）本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度機構担当者と協議すること。

（２）関係各所との打合せに必要な資料は、随時、機構担当者と協議の上作成すること。

（３）法令及び条例等の関係法令を遵守すること。

（４）本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。

（５）本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すること。

（６）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①業務の履行に際して、暴力団員等による不動要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以　上

【仕様書　（別紙）】

業　務　量

業務項目	業務量 （人・日）	備考
（１）東京の国際競争力強化に向けた採るべき方向性の検討	44.0人・日	
（２）ＵＲに求められる役割の検討	15.0人・日	
（３）東京内の主要エリアの将来像の検討	62.0人・日	
（４）東京の国際競争力向上に資するＵＲの取組テーマの導出	21.0人・日	

積算基準について

１．適用範囲

この積算基準は、今後の都市再生事業の新規展開に資する基礎的検討調査業務に適用する。

２．業務費用の算定

業務費用	＝	業務価格　＋　消費税相当額
業務価格	＝	直接人件費　＋　直接経費　＋　諸経費
消費税相当額	＝	業務価格　×　消費税の税率
直接人件費	＝	仕様書別紙に記載の業務量（人・日）に基づき計上
諸経費	＝	直接人件費　×　110％
直接経費	＝	仕様書記載の成果品作成に係る費用